

## ヒトES細胞樹立計画変更申請の概要及び書面審査の結果

平成 29 年 11 月 14 日

医政局研究開発振興課

### 1. 申請の概要

(1) 樹立計画の名称 : ヒトES細胞株の樹立と特性解析に関する研究
(2) 樹立機関の名称 : 京都大学ウイルス・再生医学研究所
(3) 樹立機関の長の氏名 : 開 祐司
(4) 樹立責任者の氏名 : 末盛 博文
(5) 申請書の受理日 : 平成 29 年 10 月 4 日

### 2. 変更の内容

変更に係る事項	変更の内容 (様式 1 - 2 別紙 (4))	変更の理由 (様式 1 - 2 別紙 (5))
樹立機関の基準に関する説明 (第14条第2項第9号)	樹立機関の倫理委員会の名称を以下のとおり変更する。 変更前 : 京都大学ウイルス・再生医科学研究所 及び iPS 細胞研究所 合同医の倫理委員会 変更後 : 京都大学ウイルス・再生医科学研究所 医の倫理委員会	iPS 細胞研究所が合同医の倫理委員会の設置機関より抜けるため。

### 3. 書面審査の結果

樹立計画の変更申請について、ヒトES細胞の樹立に関する審査委員会運営細則第6条第1項及び第2項の規定に基づき、戸口田委員長を除く計8名の委員により審査を行った。

また、同細則第7条第1項の規定に基づき各委員に書面による審査を求め、上記を除く全ての委員から同意を得たため、平成29年10月30日から11月7日まで書面審査を行った。

※書面審査の判断は委員長代理である梅澤委員が行った。

回答内容	回答した委員数
1. 書面審査に同意し、意見又は条件を付して、上記樹立計画を指針に適合とする。	0名
2. 書面審査に同意し、意見又は条件を付さず、上記樹立計画を指針に適合とする。	7名
3. 書面審査に同意し、意見を付して、上記樹立計画を指針に適合としない。	0名
4. 書面審査に同意せず、対面審査による委員会の開催を求める。	0名
5. 意見なし	1名

※ 委員 (平成 29 年 10 月 30 日時点)

戸口田委員長、梅澤委員長代理、大澤委員、後藤委員、柘植委員、前川委員、松山委員、南委員、山口委員